

第 1 編 総 則

第 1 章 計画方針

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第 4 章 区の地理的、社会的特徴

第 5 章 文京区国民保護計画が対象とする事態

第1編 総則

第1章 計画方針

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき、区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が策定する計画であって、住民の生命、身体及び財産を保護するため、区は国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 計画の性格及び構成

(1) 計画の性格

この計画は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める計画である。

(2) 計画の構成

文京区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

第3節 国民保護法の概要

(1) 位置づけ

国民保護法は、平成16年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施を目的として整備された法律である。（P2「武力攻撃事態等への対処に関する法制」参照）

【武力攻撃事態等への対処に関する法制】

武力攻撃事態対処法（15年6月）

武力攻撃事態等の対処（武力攻撃の排除・国民保護）に関する基本的事項を規定



国民保護法（16年6月）

住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定

特定公共施設利用法（16年6月）

特定公共施設等（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、地方公共団体の長等の意見を聴取した上で、利用指針を策定

米軍行動関連措置法（16年6月）

武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動に伴い国が実施する措置（自衛隊による物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）や地方公共団体等の責務について規定

自衛隊法の一部改正（15年6月）

防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化

自衛隊法の一部改正（16年6月）

災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設

海上輸送規制法（16年6月）

武力攻撃事態等における海上輸送について、外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施

国際人道法違反処罰法（16年6月）

ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち、刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備

捕虜取扱法（16年6月）

捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定

国民保護

武力攻撃排除

(2) 目的

国民保護法は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、国、都、区市町村、関係機関が連携協力し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

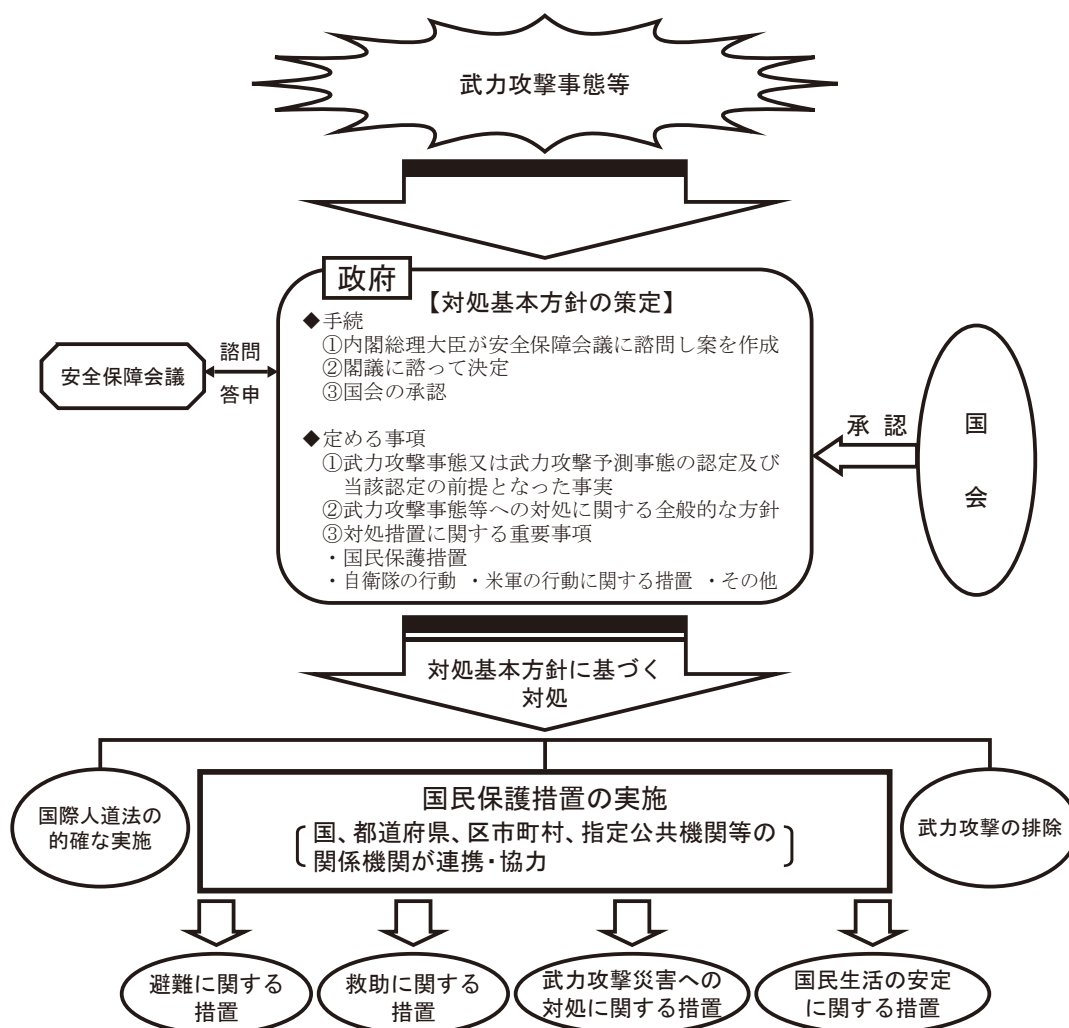
(3) 国民保護措置の実施

武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至った場合、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態等対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。

都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

武力攻撃事態等の発生から国民保護措置実施までの基本的な流れは、下図のとおり

【国民保護措置の実施】



第4節 計画の基本的な考え方

1 事態に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す指針とする

この計画は、「武力攻撃事態等において実施する国民保護措置」、「平素からの備え」に関する大枠を示す指針である。

区は、この計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアルや基準、体制、関係機関との協定等を速やかに整備する。

2 武力攻撃事態等の8類型全体に通じる対処の基本とする

この計画は、武力攻撃事態等として8類型を想定し、それらに通じる対処の基本を示すとともに、事態類型ごとの留意事項を特記したものである。

区は、この計画で定めるところにより国民保護措置を実施することを基本としつつ、状況に応じた臨機応変な対処が不可欠であることに留意し、弾力的な運用を図る。

3 テロへの対処を重視する

この計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

テロに迅速に対処するため、区は、特に、大規模な集客施設の管理者や事態発生時の現地での活動機関との連携協力の強化を図る。

4 区の特長や実効性に配慮する

この計画は、区の特長を踏まえるとともに、実効性の確保に留意し作成した。

今後、国民保護に関する訓練や対処マニュアル等の整備を通じて、さらに実効性の向上を図る。

5 事態認定前の突発的な事態にも対処する

この計画は、突発的にテロ等が起きる場合を想定し、政府による事態認定前における対処についても示す。

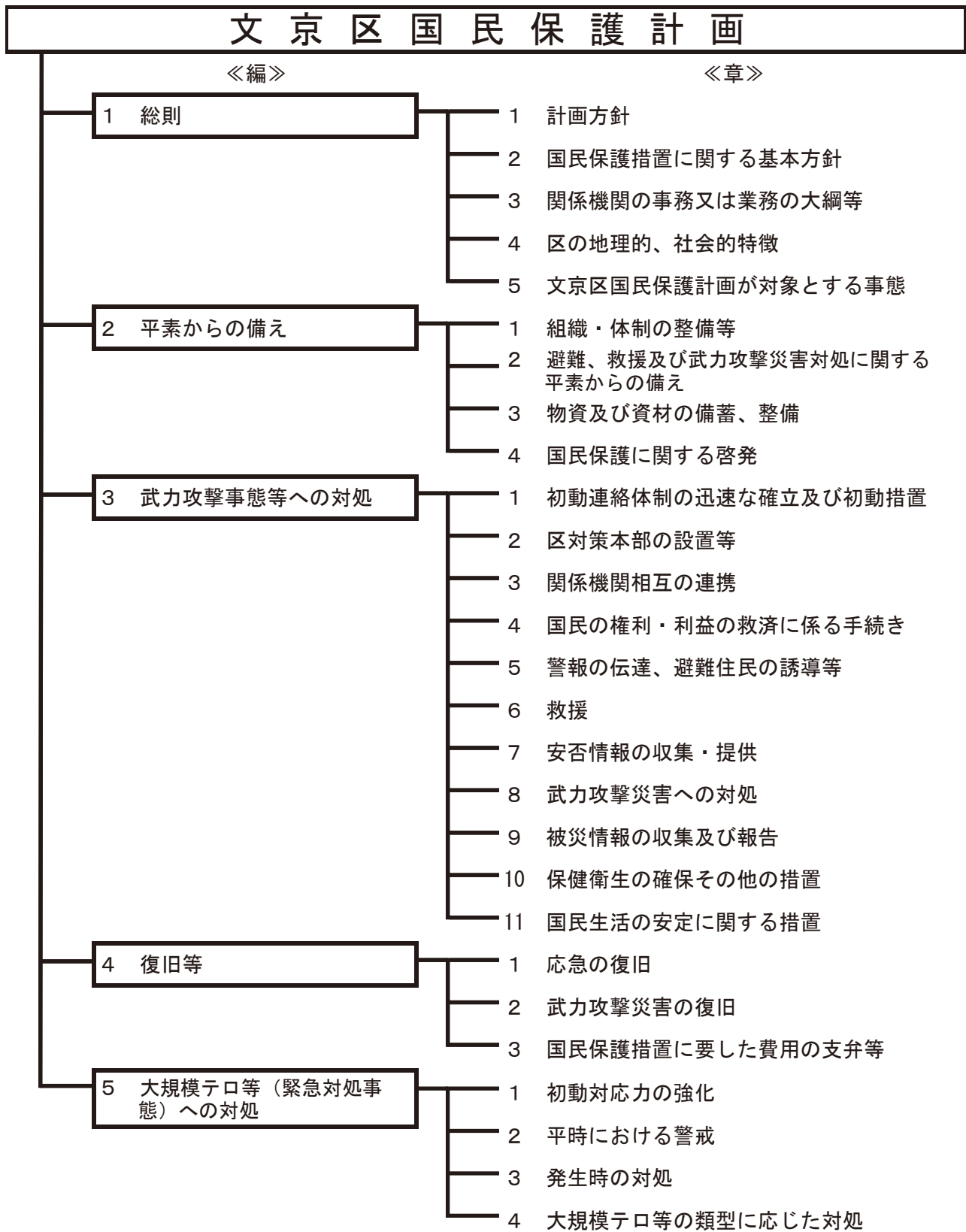
この場合、区は、住民等の生命を守ることを第一義に、災害対策基本法など既存の法制を活用し、住民避難などの措置を迅速に行う。

6 災害対策のしくみを最大限に活用する

この計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「文京区地域防災計画」（以下「防災計画」という。）等により構築された災害対策のしくみを最大限に活用している。

区は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等にあたり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

第5節 計画の体系



第6節 文京区国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 文京区国民保護計画の見直し

文京区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や、新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。文京区国民保護計画の見直しに当たっては、文京区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 文京区国民保護計画の変更手続

文京区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、文京区国民保護協議会に諮問の上、都知事に協議し、区議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、文京区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認める場合は、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、区民防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

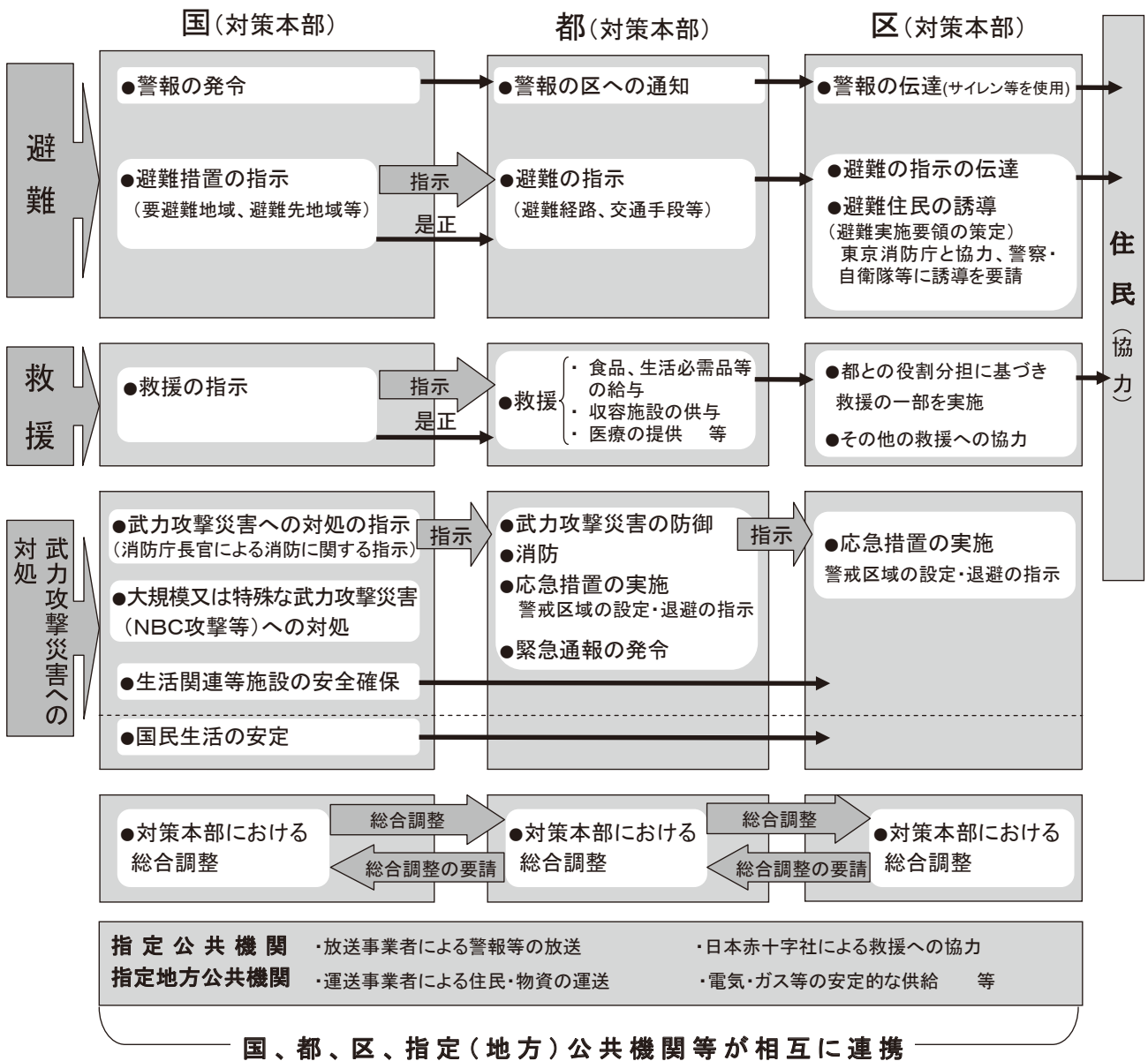
日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



【事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
文 京 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
東 京 都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

※警視庁、東京消防庁、建設局、交通局、水道局、下水道局及び消防団の事務又は業務については、東京都に含まれている。

《関係機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 (東京国道事務所 万世橋出張所)	被災時における河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関する事 こと。
陸上自衛隊 (東部方面総監部 第一普通科連隊)	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施す る国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃 災害への対処、応急復旧など）に関する事 こと。
日本郵便株式会社 (小石川郵便局 ・本郷郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びに日本電信電話(株)等から 委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全 に関する事 こと。 2 災害地における郵便事業災害特別事務取扱いに関する事 こと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
東日本電信電話 株式会社 (東京東)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信・電話施設の建設及び保全に関する事 こと。 2 武力攻撃災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関する 事 こと。 3 その他武力攻撃災害対策に関する事 こと。
東京電力パワーグ リッド株式会社 (大塚支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力設備等の建設及び安全保安に関する事 こと。 2 電力需給に関する事 こと。
東京ガス株式会社 (東部支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置・供給及び製造設備を含む）の安全に関する事 こと。 2 ガスの供給に関する事 こと。
首都高速道路 株式会社 (東京西局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の保全に関する事 こと。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 こと。 3 武力攻撃災害時における緊急交通路の確保に関する事 こと。
東京地下鉄 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全確保に関する事 こと。 2 武力攻撃災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の 輸送の協力に関する事 こと。 3 利用者の救護及び避難誘導に関する事 こと。

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人 東京都医師会 (小石川・文京区)	武力攻撃災害時における医療活動の協力に関すること。
社団法人 東京都歯科医師会 (小石川・文京区)	武力攻撃災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
社団法人 東京都薬剤師会 (文京区)	武力攻撃災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
日本赤十字社 (東京都支部 文京区地区)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における応急救助、武力攻撃災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の収容に関すること。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
東京都 トラック協会 (文京支部)	武力攻撃災害時における貨物自動車（トラック）による救急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

《指定地方行政機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京航空交通 管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

《自衛隊》

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用 隊	

《指定公共機関・指定地方公共機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送

機関の名称	事務又は業務の大綱
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の 医療機関	医療の確保
河川管理施設、 道路、港湾、 空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の救急 5 その他の救援
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき地理的、社会的特徴等について示す。

(1) 地形

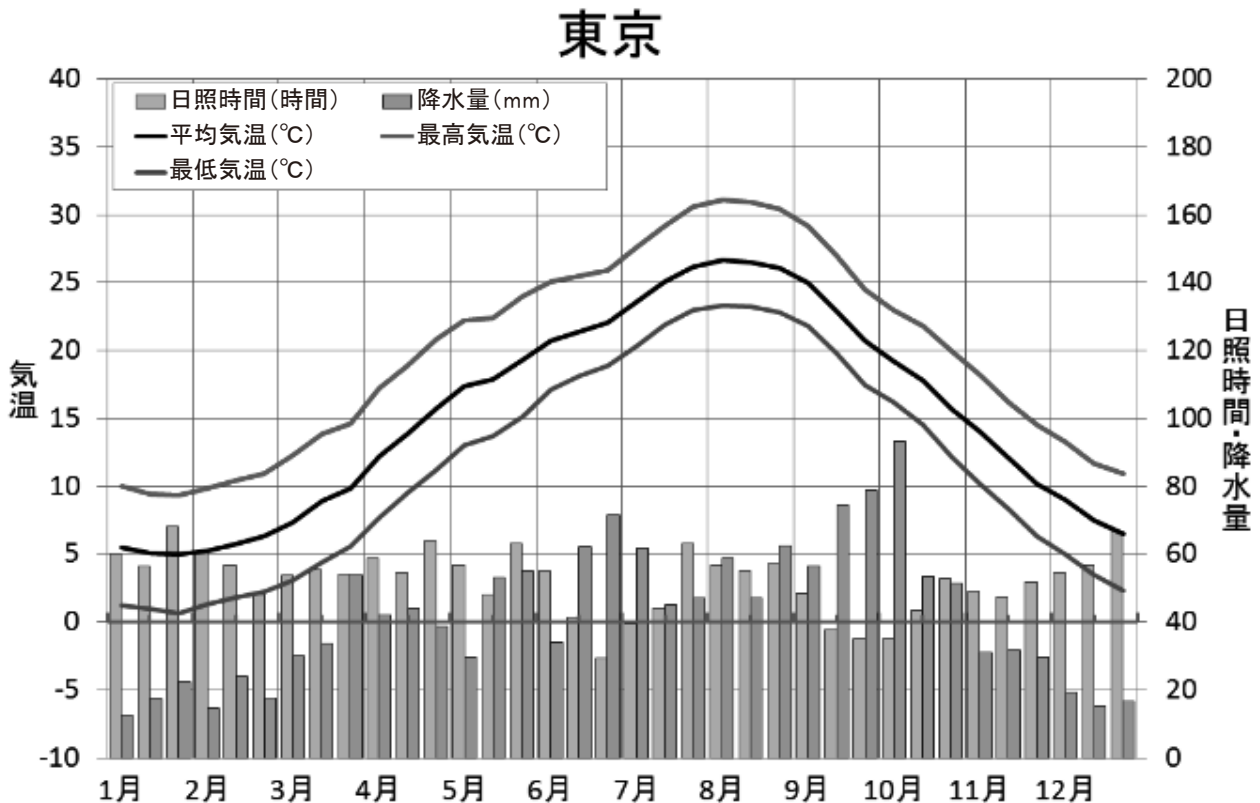
文京区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16.4度で、近年は、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。

降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。



※東京管区气象台が千代田区大手町で観測（1981年～2010年までの30年間の平均値）

(3) 人口

文京区の人口は、219,806人（平成27年国勢調査）、東京の中心部に位置するため、他の区市町村からの通勤・通学者が多く、昼間人口は、345,423人（平成22年国勢調査）と大きく増加する。

区内には、留学生等を含む外国人登録者数9,049人（平成28年10月1日現在）が滞在している。

(4) 道路の位置等

首都高速道5号池袋線、白山通り（国道17号）、春日通り（国道254号）等、区内を環状・放射状に幹線道路が形成されている。

(5) 鉄道の位置等

区内には、地下鉄6路線19駅（丸ノ内線、南北線、有楽町線、千代田線、三田線、大江戸線）の地下鉄網が広がっている。

JRの駅は存在せず、山手線が本駒込六丁目をわずかに通過している。

(6) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。また、区内には、小石川消防署・本郷消防署の2署と小石川消防団・本郷消防団の2団がある。

(7) 住宅

人口と産業の集中による都市の過密化は、都市の安全性について多くの問題を引き起こしている。特に、老朽木造住宅が密集する地域は、同時多発の火災の発生と延焼による被害が拡大する危険性がある。また、木造家屋が密集した地区では、細街路が多く、緊急車両が進入できない場所も見られる。そのため、耐震改修促進事業や市街地再開発事業等を活用し、建築物の不燃化・耐震化を促進してきた。今後とも、細街路の整備やオープンスペースの確保など住環境の改善や防災性の向上を図っていくことが必要である。

また、災害時に火災等の危険性が高い大塚五・六丁目を対象に、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、東京都の「不燃化特区」制度を活用して文京区不燃化推進特定整備事業（不燃化特区事業）を実施している。

(8) 大規模集客施設

区内には、都内でも有数の大規模集客施設であり、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設である東京ドームシティがある。

大規模集客施設等への攻撃は、緊急対処事態の想定される事態類型とされており、危機管理体制の強化のため、連携・協力する。

第5章 文京区国民保護計画が対象とする事態

第1節 想定する事態類型

この計画では、基本指針に基づき、武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型を想定する。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設等への攻撃 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

この計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技大会や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、区内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、都や関係機関と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

※大規模集客施設等とは、ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設をいう。

※武力攻撃やテロ等と併せてサイバーテロが行われた場合、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、住民の生命を脅かす状況も想定される。

第2節 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敵国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は限定され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

	<p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

第3節 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。

2 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 第4節の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害が発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

第4節 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は、次のとおり

種別	特徴
■ 核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は、五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明した場合、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

<p>■ 化学兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。
----------------	--

第5節 緊急対処事態に関する読み替え

この計画における「武力攻撃事態等」には、「緊急対処事態」を含み、「緊急対処事態」の場合は、次のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物質等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定